

埼玉県中小企業災害復旧支援補助金の 第一次募集のご案内

被災された中小企業・小規模事業者の皆様に対して、
事業再建に向けた復旧に要する経費の一部を補助します。

申請期間

令和元年12/23(月) ～ 令和2年2/28(金)

補助対象者

埼玉県内で台風の被害を受けた中小企業者(※)であること等

※ 中小企業支援法第2条第1項に規定する会社及び個人並びに中小企業団体

補助額・対象経費等

補助金額

上限 **5,000** 万円

復旧に要する経費(補助対象経費)の
4分の3以内の補助となります。

補助期間

令和2年3月25日(水)

経費区分	補助対象経費
施設	修繕及び修繕工事に要する経費 (建替えは対象外)
設備	原則資産として計上する設備の修理・購入に 要する経費 〔資産計上されない什器のうち、パソコン等 業務専用の機器等も対象〕
車両	業務用の車両の修理・購入に要する経費
委託費	復旧に要する委託費(清掃費、産廃処分費、撤 去費、解体・運搬費等)
賃料・ リース	仮復旧のための空き店舗等の賃料、リース料 (補助対象期間に限る。)

申請方法

提出方法

①各市町村の商工会議所・商工会での事前相談会に参加ください。
受付時間：午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く。)

②各市町村の商工会議所・商工会で申請書類の確認を経て、県へ郵送してください。

ホームページ

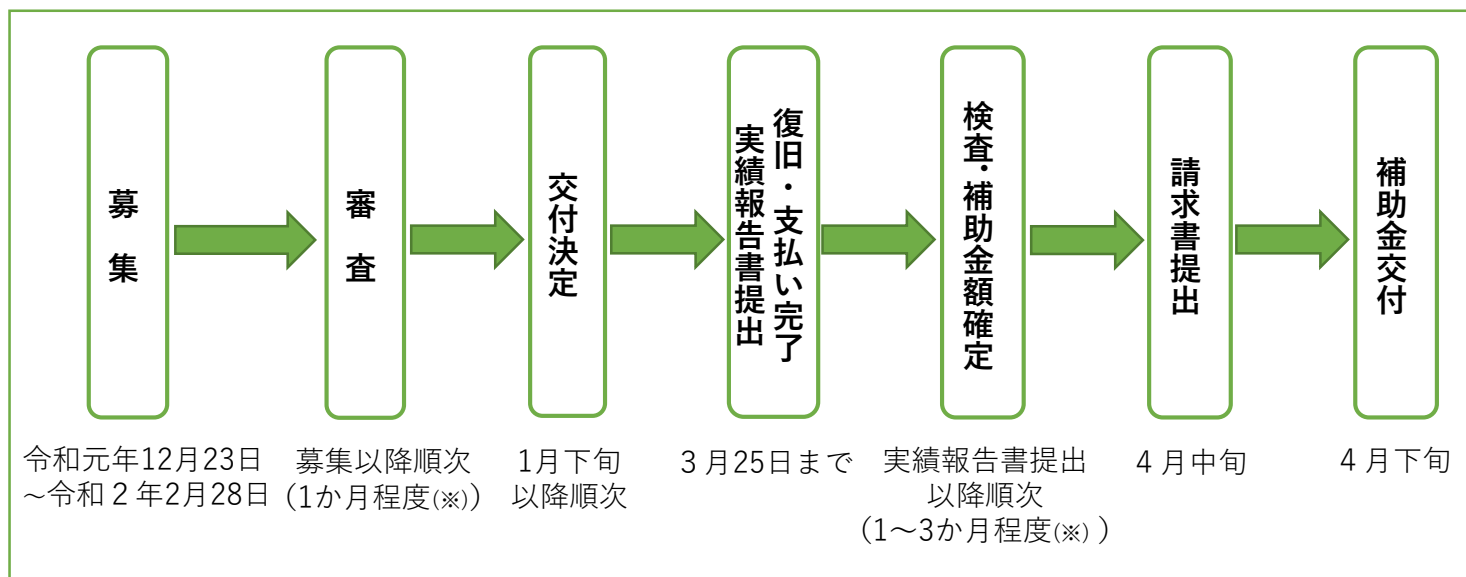


提出書類

- (1) 交付申請書(様式あり(※))
- (2) 企業概要(様式あり(※))
- (3) 復旧計画書(様式あり(※))
- (4) (法人の場合) 発行から3か月以内の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し
(個人事業主の場合) 創業時、埼玉県内の税務署に提出し、受付印が押印された開業届の写し
- (5) 令和元年台風第19号に係る、り災・被災証明書の写し
- (6) 台風により被害を受けた施設、設備及び車両等の所有を証する書類の写し
- (7) 台風により被害を受けた施設、設備及び車両等の被災状況が分かる写真
- (8) 保険金の受取関係書類の写し
- (9) その他知事が必要とする書類等

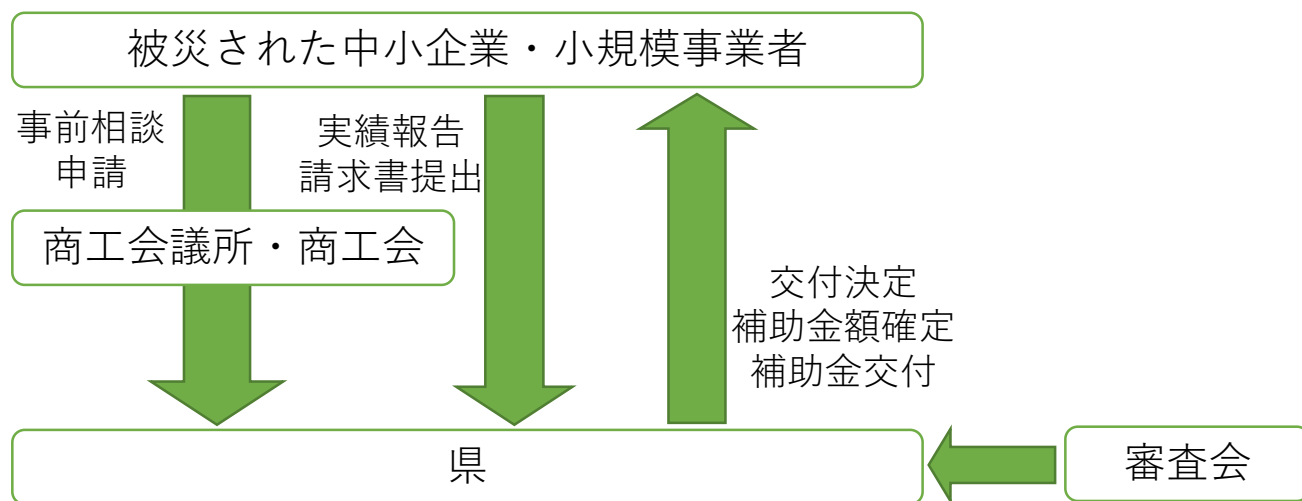
※ ホームページより提出書類の様式をダウンロードしてください。

事業スケジュール



※あくまで目安であり、申請等の時期や混雑状況により期間が延びる場合もあります。
また、補助金交付の時期等も申請等の時期等に応じて変更となる可能性があります。

申請手続イメージ図



お問合せ先

各市町村の商工会議所・商工会へお問合せください。
各市町村の商工会議所・商工会一覧はホームページに掲載しています。

その他詳細は、ホームページの「埼玉県中小企業災害復旧支援補助金第1次募集案内」をご覧ください。

ホームページ



〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県庁本庁舎4階）

埼玉県産業労働部 産業支援課 補助金相談窓口

TEL：048-830-7877 FAX：048-830-4816



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」